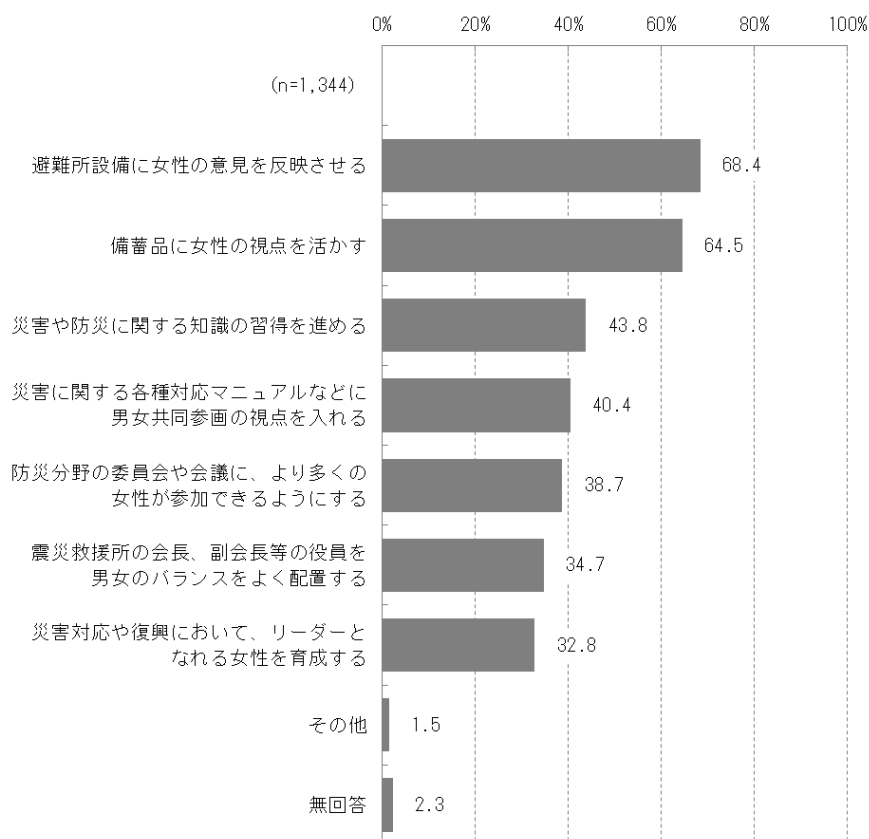


テーマ別補足資料

1 防災

○「防災と男女平等」に関する区民の意識

令和6年度「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の「あなたは、防災分野で男女平等の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか」という質問に対する回答は以下のとおりです。



(杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P114)

○杉並区における地域防災の現状と課題

杉並区の男女共同参画行動計画では「男女共同参画に配慮した防災対策の推進」として、以下の3事業を行っています。

- ① 地域防災における男女共同参画の推進
- ② 防災会議における男女共同参画の推進
- ③ 女性のための防災講座

以下はその目標に対する達成指標の現状です。

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合	計画	70.0%	70.0%	70.0%
	実績	49.0%	49.0%	

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災会議における女性委員の登用割合	計画	15.6%	30.0%	30.0%
	実績	12.5%	12.1%	14.7%

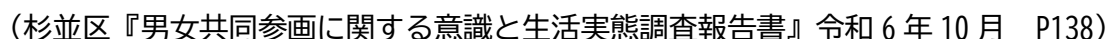
2 労働・雇用

杉並区の事業所数は 19,274 所、従業員数は 155,138 人です。

杉並区	事業所数	従業員数
農林漁業	10	60
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-
建設業	1,150	9,222
製造業	439	3,345
電気・ガス・熱供給・水道業	15	225
情報通信業	691	7,097
運輸業，郵便業	226	8,595
卸売業，小売業	3,918	32,669
金融業，保険業	203	2,695
不動産業，物品賃貸業	2,860	8,764
学術研究，専門・技術サービス業	1,426	5,648
宿泊業，飲食サービス業	2,663	16,060
生活関連サービス業，娯楽業	1,655	7,408
教育，学習支援業	788	9,401
医療，福祉	2,180	30,387
複合サービス事業	53	740
サービス業（他に分類されないもの）	997	12,822
合計	19,274	155,138

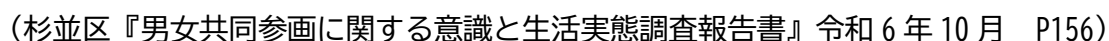
（令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計－産業横断的集計－事業所数、従業者数
第24表 産業(大分類)、開設時期、経営組織(4区分)別民営事業所数及び男女別従業者数－全国、都道府県、市区町村）

令和6年度「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の「貴事業所では、子どもが何歳になるまで育児休業を取得できますか」における回答は以下のとおりです。

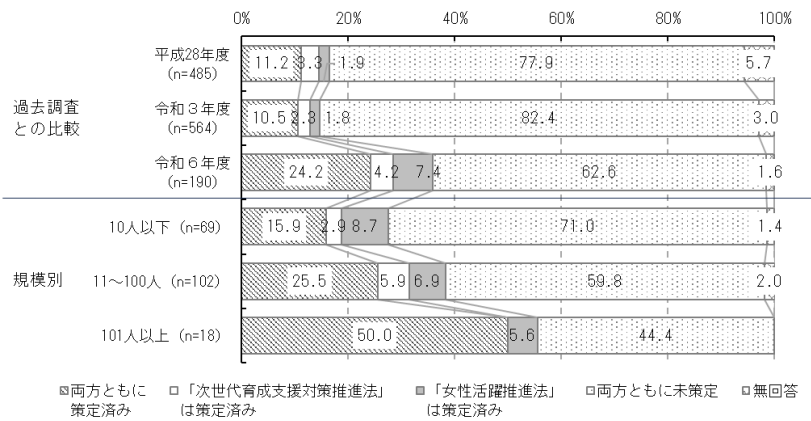


(杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P146)

問 14 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に規定される「一般事業主行動計画」の策定・届出について、ご存じでしたか。



問 15 （問 14 で「両方とも知っていた」「次世代育成支援対策推進法」は知っていた」「女性活躍推進法」は知っていた」と回答の事業所のみ）貴事業所では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に規定される「一般事業主行動計画」は策定されていますか。



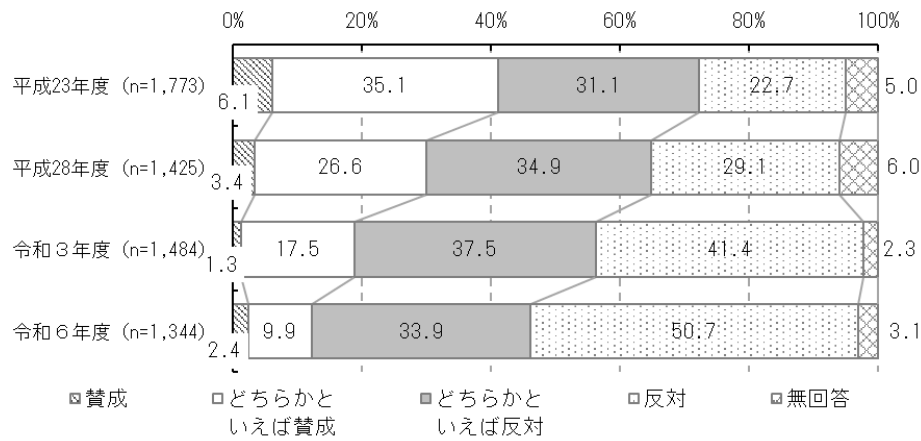
（杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P157）

杉並区の「ワーク・ライフ・バランス」に関する事業所への支援は以下の通りです。

事業名	事業の概要
ワーク・ライフ・バランスセミナー	中小企業の事業主や労務担当者等を対象に、仕事と生活の調和に関する意識啓発を主眼とした講演会等を実施することにより、事業所側のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高め、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを促す。
事業所への働き方改革に関する情報提供	区内事業所や労働者に対して、多様な働き方や長時間労働の見直し等、働き方改革に関する情報提供を行う。また、男性従業員の育児・介護休業の取得が推進されるよう、国・都が実施する様々な両立支援制度の周知を図る。
子育てを応援する企業・事業者の取組推進	区内事業者の子育て支援に関する取組を推進するため、従業員の仕事と家庭の両立支援や地域の子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰する「子育て優良事業者表彰」を実施し、その取組内容等を公表・周知する。
総合評価方式による入札	区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、総合評価の加点対象とする入札方式を適用する。
一般事業主行動計画の策定等支援	法改正等を踏まえ、区内事業者に対して、産業関係団体と連携して「一般事業主行動計画」の策定及び改定を促すとともに、国や東京都による支援制度の活用等を図りながら、同計画の策定及び改定を支援する。

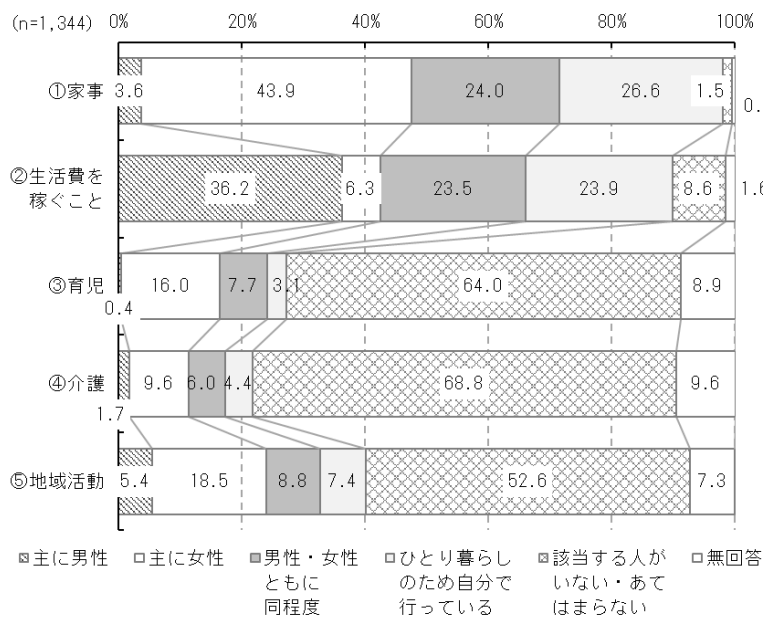
3 固定的な性別役割分担

令和6年度「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の「性別による固定的役割分担について、どう思いますか」における回答を過去調査と比較すると、性別による固定的役割に「反対」する回答の割合は年々増えています。



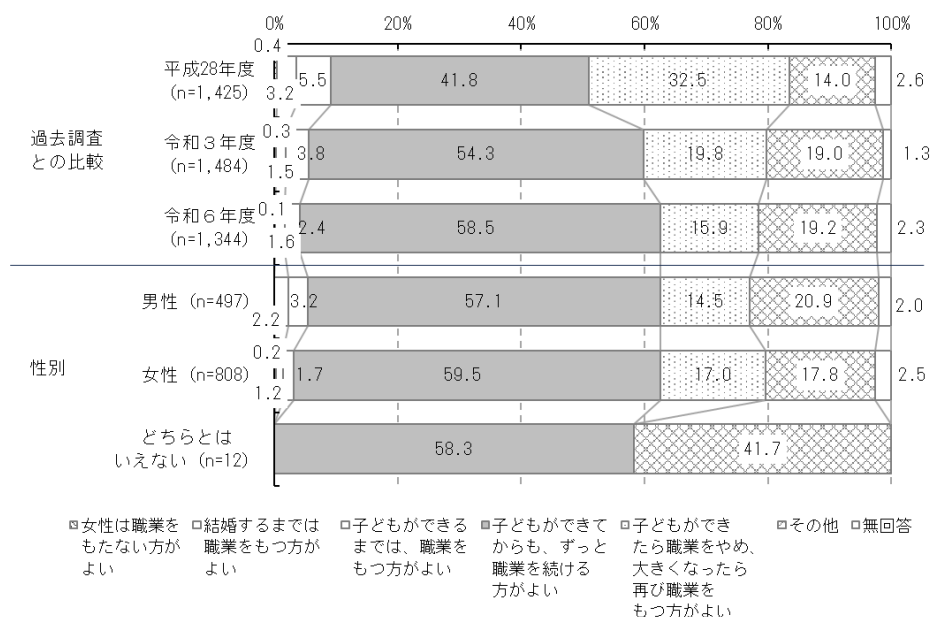
(杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P91)

「あなたのご家庭では、次の①～⑤の事柄について、役割分担はどのようになっていますか」の回答では、各役割において男女の割合に差があることが分かります。



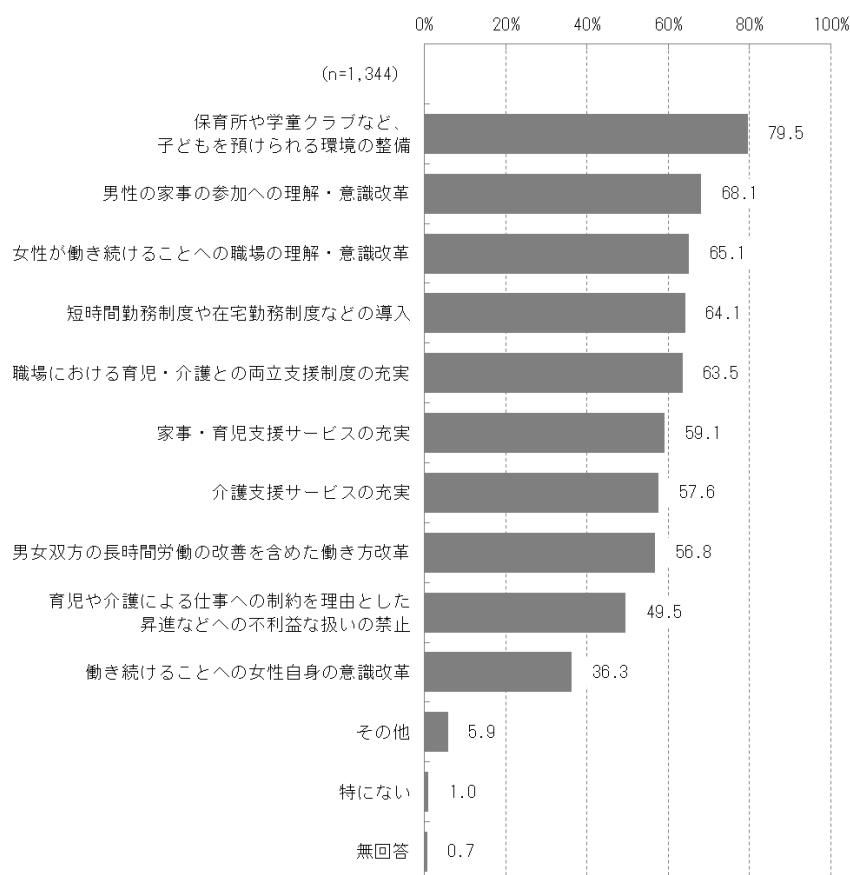
(杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P43)

「女性の働き方について、あなたが望ましいと思うものはどれですか」における回答を過去調査と比較すると、「子どもができてからも、ずっと職業を続ける方がよい」という回答の割合が年々増加していることが分かります。



(杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P57)

「あなたは、女性がキャリアを中断せず、長く働き続けるために必要なことは何だと思いますか」における回答では、最上位に「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が位置しています。

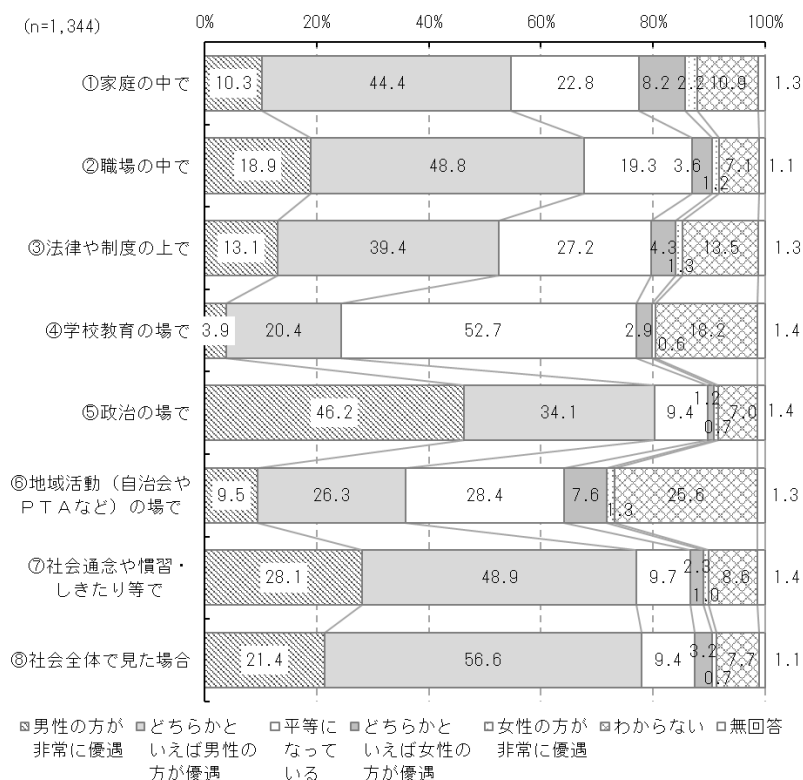


(杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P59)

4 町会・自治会

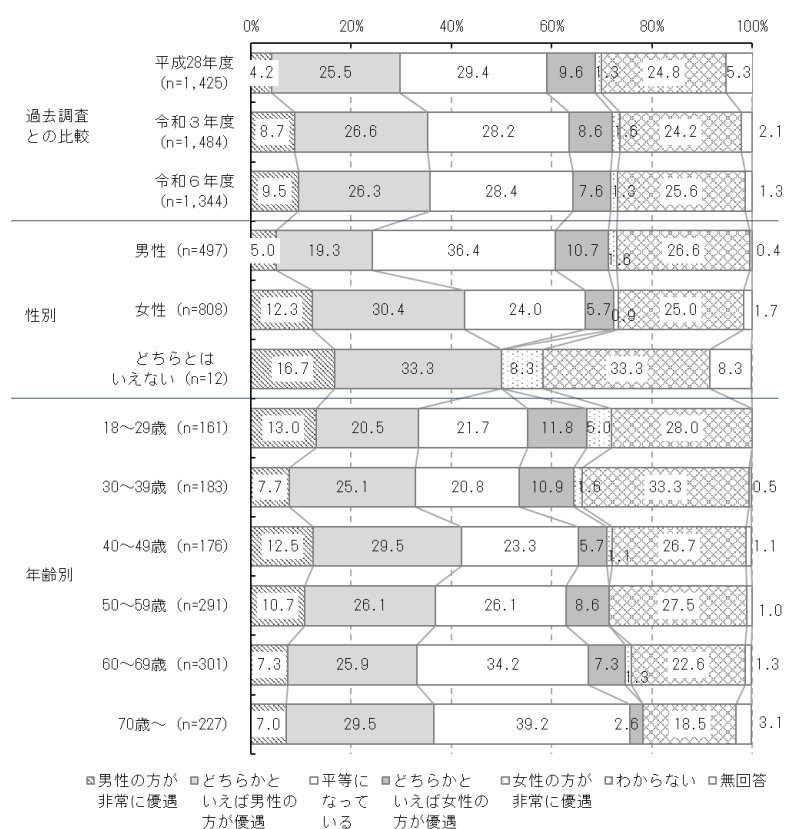
町会・自治会は、加入率の低下（令和6年3月1日時点で42.4%）に加えて、役員の高齢化や担い手不足などが進んでおり、活動の活性化のためには、多世代の区民が学び、地域社会の担い手として活躍することが必要です。杉並区では、多くの区民が様々なかたちで地域と関わることで、そうした方々が活動している地域団体（町会等）を、区の対等なパートナーとして、地域の諸課題を解決していくことができる社会を目指しています。

令和6年度「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の「今の日本では、次のような場で男性と女性が平等になっていると思いますか。①～⑧のそれぞれについてお答えください」という設問について、「地域活動（自治会やPTAなど）の場で」における回答は、以下のとおりです。



（杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P93）

「地域活動の場で」の回答を、過去調査・性別・年齢別に比較すると以下のとおりとなります。



(杉並区『男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書』令和6年10月 P100)

5 パートナーシップ制度

杉並区では、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を令和5年4月に施行しました。令和5年4月24日からは、性の多様性が尊重される地域社会の実現に資する取組の一環として、パートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減することを目的として、パートナーシップ制度の運用を開始しています。

① 制度利用の流れ

- 対象となる2人が揃って区民生活部男女共同参画担当に来所し、届出。
- 区は、要件・必要書類等を確認し、受理証を2人に交付。

② 利用対象となる2人

- 互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2人。
- 個別要件

(1) 年齢要件	双方が成年に達していること。
(2) 住所要件	双方が区内在住（3か月以内に転入予定である場合を含む）であること。
(3) 婚姻等要件	双方が現に婚姻しておらず、他者とのパートナーシップ関係にないこと。
(4) 近親者等要件	双方が、民法734条による直系血族又は三親等内の傍系血族及び同法735条による直系姻族の関係にないこと。
(5) 戸籍上の性別要件	双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルを対象とする。

※他自治体の要件については別紙1を参照

③ 区が交付する書類

区は、必要書類を確認の上、次の書類を交付します。

(1) パートナーシップ届受理証
(2) パートナーシップ届受理証カード（クレジットカードサイズで、希望する場合に交付）※有料（1通350円）
(3) 公正証書等受理証（希望する場合で、必要書類を添えて申し出た場合に交付）

※(1)、(2)には、「双方の氏名、生年月日、住所」、「受理日」、「発行日」、「発行者氏名」、「受理証等の説明」を記載。また、希望する場合は、「通称名」、「子の氏名、生年月日」を記載。

④ パートナーシップ関係解消時等の取扱い

パートナーシップ関係の解消や、パートナーの双方又は一方が区外へ転出するなど、制度の対象要件を満たさなくなった場合は、パートナーシップ届受理証等返還届に受理証（受理証カードを含む）を添えて、区へ届け出ていただきます。返還された受理証（受理証カードを含む）は、希望に応じて穿孔処理により無効化した上で返却します。

⑤ 東京都との連携について

パートナーシップ制度の利用者の利便性の向上等を図るため、杉並区と東京都の証明書等の相互利用が可能となる「東京都パートナーシップ宣誓制度及び杉並区パートナーシップ制度に関する基本協定及び覚書」を締結しており、杉並区の受理証等をお持ちの方は、東京都の事業等を利用することができます。

⑥ 届出件数（制度開始から令和7年3月18日まで）

延べ44件

	制度開始 日	名称	根拠	性別	事実婚	ファミリー シップ	要件
杉並区	R5.4.24	杉並区パートナー シップ制度	○杉並区性の多様性が尊重される 地域社会を実現するための取組の 推進に関する条例 ○杉並区パートナーシップ制度に 関する規則	同性・異性			双方が区内在住
港区	R2.4.1	みなとマリアージュ制 度	○港区男女平等参画条例 ○港区みなとマリアージュ制度に関 する要綱	同性・異性			双方又は一方が 区内在住
文京区	R2.4.1	文京区パートナー シップ宣誓制度	○文京区男女平等参画推進条例 ○文京区パートナーシップの宣誓 の取扱いに関する要綱	同性・異性			双方が区内在住
墨田区	R5.5.1	墨田区パートナー シップ宣誓制度	○墨田区女性と男性及び多様な性 の共同参画基本条例 ○墨田区女性と男性及び多様な性 の共同参画基本条例施行規則	同性・異性	○		双方が区内在住
世田谷区	H27.11.5	世田谷区パートナ ーシップ・ファミリーシ ップ宣誓	○世田谷区パートナーシップ・ファ ミリーシップの宣誓の取扱いに関す る要綱	同性・異性		○ (親、子)	双方が区内在住
渋谷区	H27.11.5	渋谷区パートナ ーシップ証明	○渋谷区人権を尊重し差別をなく す社会を推進する条例 ○渋谷区人権を尊重し差別をなく す社会を推進する条例施行規則	同性・異性	○		双方が区内在住
中野区	H30.8.20	中野区パートナ ーシップ宣誓	○中野区パートナーシップ宣誓の 取扱いに関する要綱	同性・異性			双方又は一方が 区内在住
豊島区	H31.4.1	豊島区パートナ ーシップ・ファミリーシ ップ宣誓制度	○豊島区男女共同参画推進条例 ○豊島区男女共同参画推進条例 施行規則	同性・異性		○ (親、子)	双方が区内在住
北区	R4.4.1	北区パートナ ーシップ宣誓制度	○東京都北区パートナーシップの 宣誓の取扱いに関する要綱	同性・異性			双方が区内在住
荒川区	R4.4.25	荒川区同性パート ナーシップ制度	○荒川区同性パートナーシップの 届出に関する要綱	同性・異性 (戸籍上の 性別又は 自認する性 別が同一)			双方又は一方が 区内在住
板橋区	R5.11.1	板橋区パートナ ーシップ宣誓制度	○板橋区パートナーシップの宣誓 の取扱いに関する要綱	同性・異性			双方が区内在住
足立区	R3.4.1	足立区パートナ ーシップ・ファミリーシ ップ制度	○足立区パートナーシップ・ファミ リーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱	同性・異性		○ (親、子)	双方が区内在住
江戸川区	H31.4.1	同性パートナー関係 申出受理証	○江戸川区同性パートナー関係に 係る申出書等の取扱いに関する要 綱	同性のみ			双方が区内在住
東京都	R4.12.1	東京都パートナ ーシップ宣誓制度	○東京都オリンピック憲章にうたわ れる人権尊重の理念の実現を目指 す条例 ○東京都パートナーシップ宣誓制 度に関する規則	同性・異性			双方又は一方が 都内在住、在勤、 在学